

令和 7 年度第 2 回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和 7 年 5 月 7 日（水）午前 10 時 00 分 太田教育長

閉会 令和 7 年 5 月 7 日（水）午前 10 時 15 分 太田教育長

2 開催場所

坂戸市役所 201 会議室

3 出席委員

1 番 小川 一信（教育長職務代理者） 2 番 蓼沼 康子

3 番 松井 正樹 4 番 毛利 陽子

5 番 太田 正久（教育長）

4 議事参与者

教育部長 三田 耕治

教育部長 加藤 美帆

次長兼スポーツ推進課長 清水 智則

教育総務課長 鈴木 貴之

社会教育課長 菅野 規之

図書館長 小林 幸子

書記 新井 武大

書記 諏訪 和泉

書記 森田 拓海

5 会議の概要

教育長から、議案第 5 号から議案第 9 号までは、人事案件であるため、坂戸市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項の規定に基づき、非公開とすることとしたい旨の発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しました。

【日程第 1 議事録の承認について】

＜前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。＞

（署名 5. 7 教育長、蓼沼委員、新井書記）

【日程第 2 議事録署名委員の指名について】

教育長 議事録署名委員は、松井委員を指名します。

【日程第 3 報告事項について】

教育長 日程第 3 報告事項に移ります。今回、報告事項はございません。

【日程第 4 議事】

教育長 日程第４ 議事に入ります。議案第４号、「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

教育総務課長から提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第４号、教育財産の用途廃止について、坂戸市北坂戸地区まち・くらし再生事業による都市公園の整備等に伴い、学校施設として使用しなくなるため、教育財産として用途を廃止し、地方自治法第２３８条の２第３項の規定に基づき、市長に引き継ぎたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をさせていただきます。北坂戸小学校は、昭和４８年度に開校いたしました。地区内の人口減少等に伴い、平成２８年３月３１日に閉校いたしました。その後、教育財産としての活用方法を検討してまいりましたが、市として、北坂戸地区に新たな賑わいを創出し、地域に暮らす人々の生活をより豊かにするために、北坂戸地区のまち・くらしの再生事業を実施することを決定しました。北坂戸地区のまち・くらしの再生事業においては、旧北坂戸小学校用地は溝端公園に代わる都市公園として活用し、旧校舎や北坂戸地域交流センターを活用した防災、学習機能施設を備えた、多世代市民の憩いの場となる都市公園として整備することとされております。このことを踏まえ、旧北坂戸小学校の用地１８，７２９．６９㎡のうち１７，５２５．９４㎡、建物６，４７３．２０㎡のうち６，３３２．５０㎡は、学校施設として使用しなくなるため、教育財産としての用途を廃止し、地方自治法第２３８条の２第３項の規定に基づき、市長に引き継ぎを行うものです。

なお、今回引き継ぎを行わない用地１，２０３．７５㎡及び建物１４０．７０㎡につきましては、教育センターとして引き続き管理していくものでございます。以上でございます。

教育長 御質疑・御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第４号、「教育財産の用途廃止について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎議案第５号 坂戸市立小・中学校学校薬剤師の辞職について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第６号 坂戸市立小・中学校学校薬剤師の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第 7 号 坂戸市社会教育委員の辞職について

＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞

◎議案第 8 号 坂戸市社会教育委員の委嘱について

＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞

◎議案第 9 号 坂戸市同和対策集会所運営委員会委員の委嘱について

＜非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。＞

【日程第 5 その他】

教育長 御意見等ございましたらお願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和 7 年度第 2 回坂戸市教育委員会会議を閉会します。

＜令和 7 年度第 2 回坂戸市教育委員会会議閉会＞